

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（都市景観）（06-6208-7854）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議
関連する 他局の名称	建設局
概 要	大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進することを目的として、御堂筋本町北地区地区計画及び御堂筋本町南地区地区計画の区域内において、屋外の公共的空地（壁面後退部分）を使用する際に、事前に建築物の所有者等と協議を行っています。
根拠となる要綱等	御堂筋本町北地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000272210.html) 御堂筋本町南地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000272214.html)
行政指導指針	御堂筋本町北地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000272210.html) 御堂筋本町南地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000272214.html) 要綱に定める壁面後退部分の使用行為の基準に適合すべく事前協議を行っています。なお、必要があると認めるときは、調査、指導を行い、又は所有者等に対して必要な事項について報告を求めることがあります。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000272219.html
備考	